

# サプライチェーンの調査について

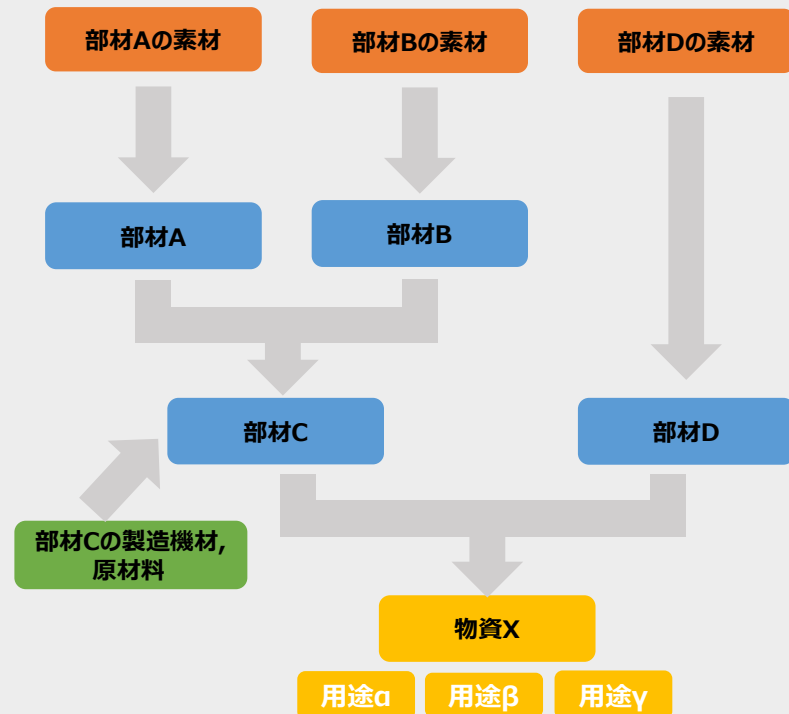
2022年9月

# サプライチェーン調査の趣旨

- グローバル化の進展、国際情勢の変化等を背景に、サプライチェーンの複雑化が進展。重要な物資の安定供給を確保するためには、**サプライチェーンの全体像を俯瞰したうえで、いかなるリスクがあるかを見極める必要**。
- 物資所管大臣は、**公的統計・業界団体統計や物資所管省庁の既知情報**を整理・分析するとともに、必要と認めるときは、**法第48条第1項に基づく調査**も活用し、**①サプライチェーン全体像の可視化、②リスクの把握・分析**を行うとともに、**③課題の抽出、対応の検討**を図っていくことが重要。

※基本指針（案）第3章に基づき、物資所管省庁が「早急に措置を講じる必要」がありうると判断した物資から調査を行う。

## サプライチェーンのイメージ



## 公的統計・業界団体統計等の情報を整理・分析

(調査すべき対象範囲・調査内容等を絞り込み)

法第48条第1項に基づく調査

- サプライチェーン全体像の可視化
- リスクの把握・分析  
(調達供給の現状、主要部素材等の外部依存度、主な供給者等)
- 課題の抽出・対応の検討

# 法第48条第1項に基づくサプライチェーン調査

- 物資所管大臣は、法第48条第1項に基づき調査を実施する際には、**既存統計等を通じて、調査すべき対象範囲・調査内容等を適切に絞り込むとともに、丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求める。** ※調査への回答は努力義務（同条第3項）。
- 調査対象者や調査内容は、物資の特性に応じて物資所管大臣が判断することとなるが、例えばサプライチェーン上のキーとなる部素材等の**主要事業者や業界団体**に対し、**調達・供給の現状や将来の見通しのほか、事業者が抱える課題等**を調査（調査票を活用）し、**必要な取組の具体的な検討につなげていく。**
- 本調査を通じて政府が把握する情報には、**必要な情報管理のための措置**を講じる。

## <調査項目の例（物資に応じて異なる）>

- 原材料等の調達量、調達元、外部依存度
- 国内生産量、国内向け供給量/輸出量、主な供給先
- 国内・世界市場におけるシェア
- 想定される供給途絶要因
- 緊急時の代替調達可能性
- 供給上の課題・対応の方向性

※過去の推移（5年程度）、今後の見通し含む

## 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）

重要な物資のサプライチェーン把握のための調査の実施に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を通じて、調査すべき対象範囲、調査内容等を適切に絞り込んだ上で、調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。また、調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。

## 経済安全保障推進法

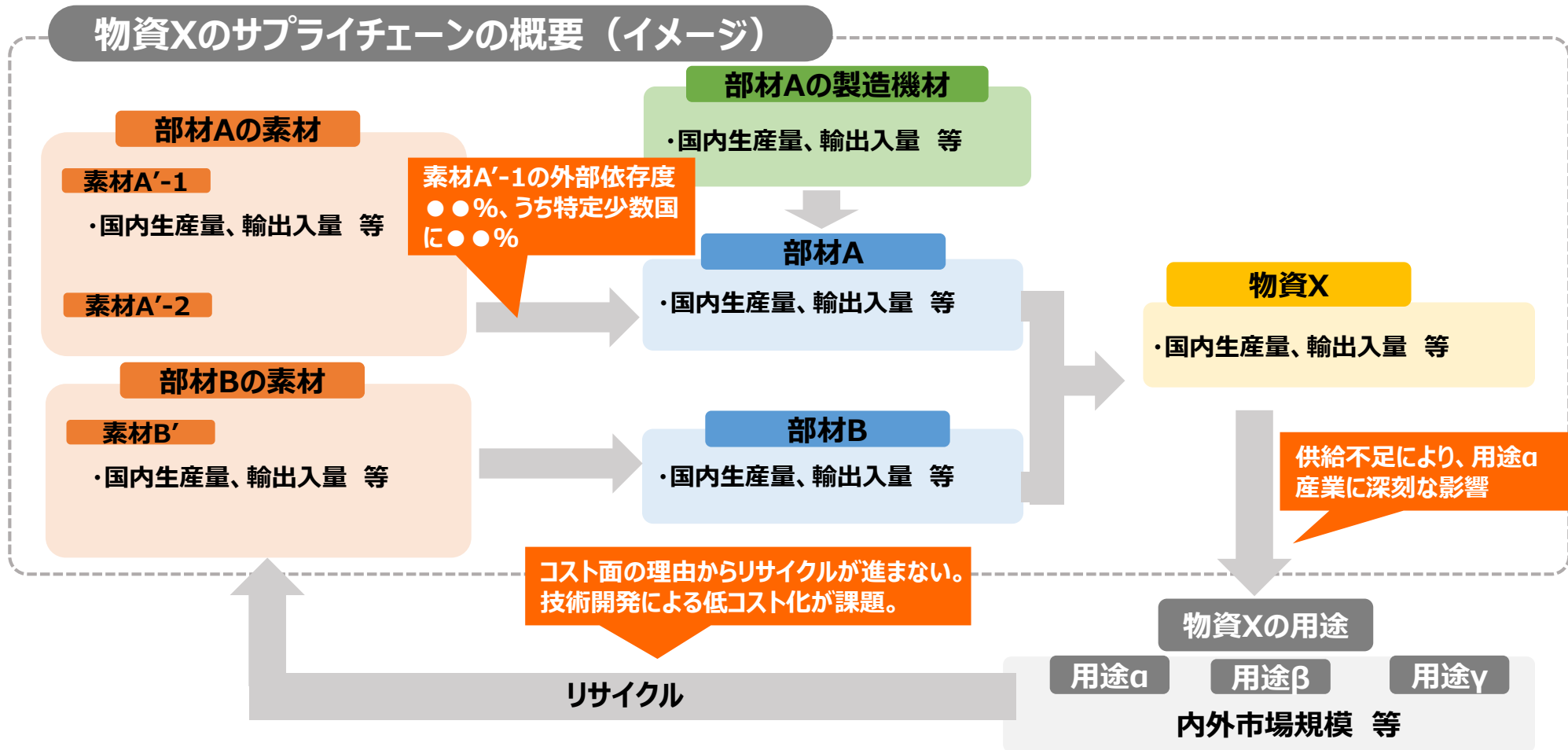
### 法第48条第1項

（報告徴収及び立入検査）

主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

# サプライチェーンマッピング（イメージ）

- 政府の施策検討に活用するため、サプライチェーンマップを作成。物資ごとの主要なサプライチェーン全体像を可視化するとともに、リスクの把握・分析、課題の抽出、対応の検討を行い、対策を講じるべきポイントを特定。効果的な支援措置の検討に繋げる。 ※対外的に公表する場合は、公表範囲等を慎重に検討



# (参考) 特定重要物資の指定要件

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定する。

要件1	国民の生存に 必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が 依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。  国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
要件2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。  社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
要件3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。
要件4	本制度による措置の必要性	要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。 ①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 ✓ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の困り込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

➤ 指定にあたっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点に留意。

➤ 解除の考え方

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとする。